

令和4年6月1日から改定する手数料について

手数料内容	現行の金額	改定後の金額	1件当たりの必要経費	問い合わせ先	
租税その他公課に関する証明	350円	400円	420円	税制課	213-5200
住宅用家屋証明申請手数料	1,300円	650円	656円		
● 動物愛護管理法に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査手数料	15,000円	22,000円	27,343円	医療衛生企画課 (動物愛護関係)	222-4271
● 動物愛護管理法に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査手数料(複数の種別を同時申請する際, 2種別目以降)	10,000円	15,000円	18,862円		
● 動物愛護管理法に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査手数料	11,000円	16,000円	27,342円		
● 動物愛護管理法に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査手数料(複数の種類を同時申請する際, 2種類目以降)	6,000円	9,000円	14,599円		
● 動物愛護管理に関する法律施行規則に基づく第1種動物取扱業の登録証の再交付	1,100円	1,600円	8,907円		
介護保険事業者の指定等に係る手数料(新規及び更新)	/	8,000円～45,000円	8,062円～45,006円	介護ケア推進課	213-5871
● 建築確認及び完了検査に関する証明書発行手数料	350円	500円	1,432円	建築審査課	222-3616
高度地区の計画書の規定に基づく制限の適用除外に係る認定審査手数料	/	85,000円	85,320円	景観政策課	222-3474
道路の位置の指定に係る申請手数料	/	51,000円	51,504円	建築指導課	222-3620
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び更新の申請手数料	/	25,500円～76,700円	25,596円～76,788円	住宅政策課	222-3666

※ 「●」が付いている手数料が激変緩和措置として改定上限の1.5倍となっているもの。

※ 1件当たりの必要経費の算出方法: 1件当たりの処理時間から算出した人件費+物件費(需用費等)